

令和 5 年 5 月 2 日

保護者様

県立飾磨工業高等学校  
校長 荒神 重典

5 類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症対策について（お願い）

薫風の候、皆様におかれましては日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症が、本年 5 月 8 日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の 5 類感染症に移行することを踏まえ、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改定されました。

平時における学校におきましては、健康観察や換気の確保、手洗いや咳エチケットの指導等を行いつつ、感染流行時等には、活動場面に応じた感染症対策を一時的に検討し、生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるように努めてまいります。

つきましては、ご家庭におかれましても下記のとおり、毎日の検温による健康観察・健康管理等の感染症対策へのご理解ご協力をお願いいたします。

記

- (1) 毎朝、検温し健康チェックを行ってください。
- (2) 発熱等の症状がある場合は、自宅で休養してください。  
\* 生徒の感染が判明した場合には、出席停止となります。発熱等の体調不良のみでの欠席は、出席停止ではありません。（裏面をご参照ください。）
- (3) 登校後に発熱等の症状が見られた場合、早退の措置をとる等、適切に対応します。
- (4) 手洗い等の手指衛生に努めてください。また、免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけてください。
- (5) マスク着用については、学校教育活動に当たって着用を求めないことを基本とします。  
社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクの着用を推奨します。
  - ・登下校時（通勤ラッシュ時）に混雑した電車やバスを利用する場合
  - ・校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合
  - ・感染した後 10 日を経過するまでなど

※ 欠席する場合は、必ず保護者より学校へご連絡ください。【☎079-235-1951】

※ 新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、「新型コロナウイルス感染症に関する報告書」を提出してください。

**用紙は、本校HPよりダウンロードしていただくか、職員室または保健室に取りに来てください。**

※ 「出席停止」の取り扱いについて

令和5年5月7日まで	①本人が新型コロナウイルスに感染した場合 ②本人が濃厚接触者となった場合 ③本人が発熱等の症状があり、感染対策が必要な場合 ④ワクチン接種後の副反応で発熱等の症状がある場合
------------	---



令和5年5月8日以降	①本人が新型コロナウイルスに感染した場合  <b>出席停止の期間の基準</b>  「発症した後五日を経過し、かつ、 症状が軽快した後一日を経過するまで」
------------	---

**【参考】出席停止期間の算定の考え方**

「□□した後〇日を経過するまで」とした場合は、「□□」という現象がみられた日の翌日を第1日として算定する。  
 (例) 「**症状が軽快**した後①日を経過するまで」の場合は、以下のとおり。  
 月曜日に**軽快** → 火曜日(軽快後①日目) → (この間悪化が無い場合) → **水曜日から出席可能**

例		発症日 (0日目)	発症後 (1日目)	発症後 (2日目)	発症後 (3日目)	発症後 (4日目)	発症後 (5日目)	発症した後⑤日を経過した後		
例1	発症後3日目に軽快	発熱等	発熱等	発熱等	軽快	軽快後1日目	発症後5日目	登校可能	✿	
例2	発症後5日目に軽快	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	軽快	軽快後1日目	登校可能	
例3	発症後6日目に軽快	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	軽快	軽快後1日目	登校可能

- \* 生徒が感染した場合には**出席停止**となりますので「**新型コロナウイルス感染症に関する報告書**」を提出してください。用紙は、本校HPよりダウンロードまたは職員室・保健室に取りに来てください。
- \* 書類は再登校後速やかにご提出ください。長期間、提出されない場合、欠席扱いになります。
- \* 令和5年5月8日以降は、本人が発熱等の症状があり自宅で休養した場合は、欠席扱いとなります。また、濃厚接触者としての特定は行われないため、出席停止措置はありません。
- \* 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンは、重症化予防・発症予防等を目的として接種が行われていますが、公欠措置は行いません。また、発熱等の副反応での出席停止措置は行いません。